

受付番号	発展コース3
受付月日	令和5年1月24日

令和5年度 平塚市市民活動推進補助金事業企画書(入門・発展コース)

1 申請団体概要

① 団体名	(フリガナ)エヌピーオホウジンショウナンヒラツカキサワサトチサトヤマラボ NPO 法人湘南平塚きさわ里地里山ラボ		
② 所在地	平塚市		
③ 代表者名	山田 行男		
④ 設立年月	2021(令和3)年12月 (法人格取得年月 2021(令和3年)年12月)		
⑤ ホームページ	http://hiratsuka-kisawa.jimdofree.com		
⑥ 設立目的 ・経緯 団体設立の社会的背景や目的・経緯を記入してください。	<p>当法人は湘南平塚吉沢地区の里地里山保全活動や農業振興活動等を行い、交流人口を増やすとともに定住人口を確保し、この活動に関わる全ての人々が自然を享受し健康で安全な暮らし送ることが出来る地域社会づくりを目的にしている。</p> <p>吉沢地区は里地里山が広がる豊かな自然・文化に恵まれているが、少子高齢化の影響からその良さが失われつつあり、その解決のため 2007 年「湘南ひらつか・ゆるぎ地区活性化に向けた協議会」を設立し、各種イベント開催、散策路整備等を行ってきたが、一昨年、協議会では出来ない農地を借りての農業振興事業等を始めることにより将来、定住人口確保につながる「滞在型市民農園（クライングルテン）」実現を目指し、新たに NPO 法人を立ち上げた。</p>		
⑦ 活動の概要・実績 過去2年程度の主な活動の内容・対象者・実施時期などを分かりやすく記入してください。	<p>法人設立以降「農作業学習農園（ゆるぎの丘里山農園）」を検討し、昨年4月に説明会・現地見学会を実施、市内外10組20名が同農園の利用契約を締結。</p> <p>5月から12月まで計12回の講習会を実施。夏野菜・冬野菜の栽培を指導。</p> <p>別途 BBQ や焼芋等一緒に楽しめるイベントも実施。延べ246名が農園を訪れ、農作業・自然を楽しんだ。（令和4年12月末現在）</p>		
⑧ 過去に受けた助成等の実績	助成等制度名	助成年月	助成金額
	平塚市市民活動推進補助金	令和4年4月	90,000 円
⑨ 年度に受ける予定の助成等	助成等制度名	助成年月	助成金額

<p>② 事業の内容</p> <p>○ の事業の目的で記入した内容をふまえて、具体的な活動・事業内容を記入してください。</p> <p>事業の先駆性・発展性・公益性・新しいアイデアや工夫などがあれば、分かりやすく記入してください。</p> <p>* 発展コースを申請する場合は、これまでの活動をどのように充実・発展させていくのかが分かるように記入してください。</p>	<p>草刈り作業を農作業講習会の一コマとして取り込む。一回当たり 1 時間程度を想定</p> <p>初回は専門家による安全対策や草刈り機操作方法等基本事項の講習を行う。2 回目以降は 5 台の草刈り機を使い、農園及びその周辺を草刈。集団で草刈を行うときの注意事項等を学習するとともに夏場の一大農作業である繁茂する草を刈る意味やその大変さを実感してもらう。</p> <p>さらにある程度作業に慣れた段階で、イベントとして農園に至る農道の草刈・整備体験会を実施する。</p> <p>こうした活動は美しい里地里山保全の一助となるとともに、その裏には人々の大変な努力があることを知る機会となる。</p>
<p>③ 事業の計画</p> <p>活動・事業の実施場所、実施方法、実施時期、参加者や受益者等の対象、参加人数などの計画やスケジュールを具体的に記入してください。</p>	<p>4月 農園会員追加募集、農園農地耕運・整備活動</p> <p>5月 故立て・夏野菜植え付け講習会</p> <p>6~8月 追肥土寄せ・草取り講習会</p> <p style="padding-left: 2em;">草刈り機による草刈作業講習会（農園およびその周辺）計 4 回程度 収穫・バーベキューおよび農道草刈り・整備体験会</p> <p>9~11月 秋冬野菜種まき・追肥土寄せ講習会</p> <p>12月 秋冬野菜収穫講習会 焼イモ・腐葉土作り（落ち葉集め）体験会</p> <p>1~3月 冬野菜収穫、土作り。</p>
<p>④ 期待される効果</p> <p>活動・事業実施により、対象（受益者や地域）にどのような効果や成果を期待できるかを具体的に記入してください。</p>	<p>従来 NPO 法人スタッフが行っていた草刈作業を農園参加者にやってもらうことにより、より実際の農作業に近い体験を積むことができ、本格的な農業に一步近づくことができる。また里地里山の保全に役立ち、その一端を担っているとの実感を持つを通じ、参加者の里地里山の保全意識を高めることができる</p>
<p>⑤ 協力団体等</p> <p>活動・事業に協力される人、団体を記入してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・吉沢地区自治会連合会 ・湘南ひらつか・ゆるぎ地区活性化に向けた協議会

NPO 法人 湘南平塚きさわ里地里山ラボ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人 湘南平塚きさわ里地里山ラボという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県平塚市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、湘南平塚きさわ地区の 里地里山保全活動・農業振興活動及び自然保護に関する活動を行い、交流人口を増やすとともに定住人口を確保し、この活動に関わるすべての人々が自然を享受し健康で安全な暮らしをおくことが出来る地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① 里地里山の保全事業
- ② 農業振興事業
- ③ 自然保護に係る事業
- ④ 自然環境教育事業

第3章 会員

(種別)

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 8人以上12人以下
- (2) 監事 1人以上3人以下

2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(権能)

第23条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算に関する事項
- (5) 事業報告及び決算に関する事項
- (6) 役員の選任等に関する事項
- (7) 入会金及び会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 事務局の組織等に関する事項
- (10) その他この法人の運営に関する重要な事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があつたとき。
 - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があつたとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2) 活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- (3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を執行することができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3か月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第49条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度内に償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第52条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の解散事由に係る公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

2 法第28条の2第1項に規定する貸借対照表に係る公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雜則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	山田行男
副理事長	小清水幸雄
	二宮光義
	小林久美
理事	久永晃
	田原正尉
	小泉宏
	内田元一
	増尾敏信
	浜田昌伯
	猪俣誠造
監事	二宮延義
	山田和正

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和5年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

活動計算書

法人設立の日（令和3年12月14日）から令和4年3月31日まで

法人の名称 NPO法人 湘南平塚きさわ里地里山ラボ

(単位：円)

科目	金額	備考
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	17,000	個人正会員千円×17名
賛助会員受取会費	21,000	個人一口500円×2口 法人一口5千円×4口
経常収益計	38,000	
II 経常費用		
1. 事業費	0	
2. 管理費	0	
経常費用計	0	
当期経常増減額	38,000	
III 経常外収益	0	
IV 経常外費用	0	
当期正味財産増減額	38,000	
設立時正味財産額	0	
次期繰越正味財産額	38,000	

令和4年度活動予算書

令和4年4月1日～令和5年3月31日

法人の名称 NPO法人 湘南平塚きさわ里地里山ラボ
(単位：円)

科目	金額	備考
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	40,000	千円×40名
賛助会員受取会費	22,000	個人一口500円×4口 法人一口5千円×4口
2. 受取補助金等		
受取補助金	90,000	平塚市市民活動推進補助金
受取助成金	300,000	アイネット地域振興財団助成金
3. 事業収益		
里地里山保全事業収益	228,000	草刈事業38,000×6回
農業振興事業	120,000	農園利用料金12千円×10
4. その他収益		
受取利息	0	
経常収益計	800,000	
II 経常費用		
1. 事業費		
交通費	30,000	
機材使用料	80,000	
資機材費	450,000	農業用資機材等
印刷費	50,000	チラシ作成
謝礼金	20,000	講師謝礼等
消耗品費	20,000	
事業費計	650,000	
2. 管理費		
会議費	5,000	
通信費	50,000	
管理費計	55,000	
経常費用計	705,000	
当期経常増減額	95,000	
III 経常外収益	0	
IV 経常外費用	0	
当期正味財産増減額	95,000	
前期繰越正味財産額	38,000	
次期繰越正味財産額	133,000	

⑩ 会員数	個人= 19 人 (うち平塚市民 18 人) 団体= 団体		
⑪ 活動体制	役職名	氏名	住所
<p>※⑪活動体制については、個人情報のため非公表としています。</p> <p>活動に携わるメンバーを記入してください。 10名以上の場合は、主なメンバーを記入してください。</p>			

2 補助申請の内容

① 事業名	ちいき・子ども食堂及び学習支援
② 申請コース	(以下のどちらかのコースを○で囲んでください。) 入門コース • 発展コース
③ 申請額	【申請額は1万円単位、発展コースは事業費に対する助成割合の制限有(1回目90%、2回目80%、3回目70%)】 140,000円 (入門コースは10万円以内・発展コースは50万円以内)

3 補助申請する活動・事業の内容

① 事業の目的 「なぜ、この事業を実施したいのか?」 「どんな課題を改善したいのか?」 「社会や市民のために、どのような公益性があるのか?」などを、社会的背景を含めて具体的に記入してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業全体の実施の目的: <ul style="list-style-type: none"> ①次世代を担う子ども達の生活環境を少しでも良くするための一助。 ②地域住民との交流 ③様々な人々への理解を深める ④幅広い世代の活動の場所の提供 ⑤支援の拡大 ⑥食品ロス ・豊田での学習支援の開始の目的: 令和1年9月より、中原公民館で学習支援の実施。当初は、塾通いがしたくても経済的理由からできない子供たちの支援を予想していたが、実際は宿題を終了後は支援員との交流を強く望む子供が多いことが分かった。(スキンシップの希望。話を聞いて欲しい等) 居場所や遊びを求める子どもが多い現状であった。現在は、そのニーズに対応の支援を個々に合わせて行っている。地域によって異なることも考えられるが豊田でも、支援の仕方を提携せずに、来場した子どもたちのニーズに合わせ学習支援を提供していきたい。
---	---

4 収支予算書（申請事業に限定した予算）

		事務局記入欄	発展コース補助割合確認	<input checked="" type="checkbox"/>
① 収 入	項目	金額	具体的な内容（積算根拠等）	
○ 助 成 金 寄付金 雜収入	補助金 助成金 A @5,000×12=60,000 バサ~15,000円、食堂売上179,000円 227, 000	140, 000 30, 000 207, 750 208, 750円	平塚市市民活動推進補助金 平塚市社協 C @3,000×12=36,000 C 50,000 他 61,750 募金箱 13,000円 会員会費 20,000 補助金の申請限度額 140, 000 円	
	収入合計	604, 750円	発展コース：対象経費 208, 750円×70% = 146, 125円	
② 支 出	項目	事業費	うち対象経費	うち補助金
	保険料	57, 900円	57, 900円	子ども食堂用、全社協行事保険 @28×75人×24回=50, 400 学習支援 7, 500
	物品購入費	111, 000円	111, 000円	消耗品（ビニール袋、ビニール手袋、ハサゲ類他 31, 000）弁当箱 48, 000 学童ドリル等 32, 000
	印刷費	17, 150円	17, 150円	チラシ@10×1000枚=10, 000枚スター@50×10=500 走例会資料@10×5枚×17人×3回=2, 550 揭示用@50×3×24=3, 600 申請書等@10×5×10=500
	食糧費	322, 000円	0円	食材、定例会等 0円
	事務用品費	19, 700円	19, 700円	A4 用紙@400×20=8, 000、A3 用紙@500 ハガキ@63×50=3, 150 切手@84×30=2, 520 封筒、パケ、ファイル 5, 530
	旅費交通費	17, 000円	3, 000円	(ガソリン@3, 500×4=14, 000) 駐車場代@600×5回=3, 000
	光熱水道費	60, 000円	0円	光熱水道費@5, 000×12ヶ月=60, 000
	支出合計	604, 750円	208, 750円	* 備品や器具を購入する場合は、それが事業に必要な理由を記載してください。また、飲食代など助成の対象とならない経費を支出する場合は、「参加費から支出」など収入項目を記載してください。

* 収入の補助金の金額は、補助申請した金額を記載してください。また、支出のうち、補助金と支出の補助金と支出し合計によるようにしてください。

* 収入合計と支出合計、また、収入のうち補助金の合計は同額になるようにしてください。

令和 3年度 事業収支計算書(決算書)

自 令和3年4月1日 到 令和4年3月31日

ひばり野なかま達

《収入の部》

単位:円

科 目		摘 要	予算金額	決算金額	比較増減
前年度繰越金			685,478	685,478	0
会費	会費		18,000	18,000	0
助成金			0	330,000	-330,000
	市助成金	市民活動助成金	240,000	240,000	0
	市社協		0	30,000	-30,000
	助成金	活き生き活動基金	0	60,000	-60,000
	助成金		0	0	0
事業収入		駄菓子、食堂売上	230,000	204,280	25,720
寄付金			500,000	574,117	-74,117
雑収入		預金利息	3	9	-6
当期収入合計			988,003	1,126,406	-138,403
収入合計			1,673,481	1,811,884	-138,403

《支出の部》

0

科 目		摘 要	予算金額	決算金額	比較増減
管理費			77,000	123,997	-46,997
	総会費		5,000	0	5,000
	会議費		10,000	10,204	-204
	物品購入費		5,000	23,260	-18,260
	事務用品費		40,000	69,053	-29,053
	印刷費通信費		5,000	8,060	-3,060
	旅費交通費		12,000	12,980	-980
	雑費		0	440	-440
活動費			739,000	510,243	228,757
	食糧費		350,000	178,866	171,134
	光熱水費		60,000	50,000	10,000
	印刷費	ポスター、チラシ、紹介案内他	40,000	23,540	16,460
	通信費	はがき、切手	9,000	0	9,000
	物品購入費		160,000	195,201	-35,201
	消耗品費		45,000	0	45,000
	仕入		0	20,916	-20,916
	研修費		40,000	0	40,000
	保険料		35,000	41,720	-6,720
予備費			857,481	0	857,481
当期支出合計			1,673,481	634,240	1,039,241
次年度繰越金			685,478	1,177,644	492,723
支出合計			1,673,481	1,811,884	-138,403